

令和5年11月28日

市政記者クラブ 様

緑区保健福祉センター福祉部民生子ども課
担当：永田（電話：625-3959）

本日 18:30 まで待機しております

緑区役所における個人情報が含まれる文書の紛失について

緑区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、児童扶養手当現況届等（以下、「現況届等」という。）の紛失がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 発覚年月日

令和5年11月20日（月）

2 概要

11月20日（月）、児童扶養手当受給対象者のAさんから「現況届等の提出を督促する文書が届いたが、現況届等は9月末か10月前半に提出している」という旨の申し出があり、Aさんの現況届等を紛失したことが判明しました。

現況届等に関わった職員に状況を確認し、事務室内を探索しましたが、現在のところ発見に至っておりません。

＜現況届等の紛失が判明した経緯＞

- ・ Aさんからの申し出を受けて、保管している現況届等の簿冊とシステムの履歴を確認しましたが、Aさんの現況届等は見当たらず、システム上も届出処理の履歴はありませんでした。
- ・ その後、事務室内を探索したところ、Aさんから現況届等を受領した際に回収したと思われるAさん宛の文書（現況届等の提出依頼文書）が廃棄文書の中から発見されたことから、Aさんが現況届等を提出するために来所されていたことが確認できました。

3 紛失した書類及び個人情報

(1) 紛失した書類

児童扶養手当現況届、養育費に関する申告及び扶養に関する申立書、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書、ひとり親所得確認票、精神障害者保健福祉手帳の写し

(2) 紛失書類に含まれる個人情報

Aさんの氏名、住所、生年月日、性別、住民番号、電話番号、児童扶養手当証書番号、就労情報、年金情報、口座情報、所得情報、精神障害者保健福祉手帳記載事項（障害等級等）

Aさんの親族であるBさんの氏名、住所、生年月日、住民番号、学校名

4 対応

Aさんには訪問して状況を説明するとともに謝罪いたしました。また、改めて児童扶養手当現況届等を提出していただきました。

5 原因

現況届等を受領した後、本来の保管場所へ収納する前に別のお客様への対応等の業務を行い、その中で他の書類に紛れてしまった可能性があると考えられます。

6 再発防止策

- ・ 次の方法を徹底することにより書類の紛失を防止します。
 - ① 予め1番から順番に番号を付したクリアファイルを用意する。
 - ② 現況届等を受領する時は、毎日、1番のクリアファイルから順番に使用して、受領した書類全てをクリアファイルに入れ、所定の保管場所に収納する。
 - ③ 適宜クリアファイルの使用状況を確認するほか、毎日の窓口業務終了後、現況届等を入れて保管場所に収納したクリアファイルと未使用のクリアファイルに欠番がないことを確認する。
- ・ 職員に対し、個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。

<参考>

○ 児童扶養手当

ひとり親家庭（父または母が重度の障害の状態にある場合を含む）及び両親のいない家庭で、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を養育している方に支給されます（所得制限あり）。

○ 児童扶養手当現況届

児童扶養手当を継続して受給するために必要な届出（年1回）で、区役所・支所の窓口で提出する必要があります。対象者には区役所・支所から毎年8月に提出依頼の文書と一緒に関係書類を送付しています。